

川崎市国民健康保険料に係る延滞金取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、川崎市国民健康保険条例(昭和33年川崎市条例第15号(以下「国保条例」という。))第35条に規定する延滞金の徴収等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(延滞金の支払義務)

第2条 国民健康保険料の納付義務者が、納期限までに保険料を納付しないときは、その期限の翌日から保険料を完納した日までの日数に応じ、国保条例第35条各項の規定により計算した額に相当する延滞金を納付しなければならない。

(延滞金割合の本則)

第3条 延滞金は、保険料額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した額とする。ただし、第4条に定める延滞金割合の特例の規定は本条の規定に優先して適用する。

(延滞金割合の特例)

第4条 前条の規定にかかわらず、令和3年1月1日以降の期間に係る延滞金割合については、当分の間、次のとおりとする。

各年の延滞金特例基準割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合(各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合をいう。以下同じ)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中において、当該延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、納付期限の翌日から1月を経過する日までの期間については延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(徴収方法)

第5条 延滞金の徴収方法は、次によるものとする。

- (1) 延滞金納付書による徴収
- (2) 区役所及び支所国民健康保険主管課職員(金銭取扱員)による徴収
- (3) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「国保法」という。)第80条の2の規定に基づく私人による徴収

(延滞金の保険料への充当)

第6条 延滞金に過誤納金額が生じた場合においては、まず延滞金の額の計算の基礎となる保険料に充当するものとする。この場合の延滞金の額の計算の基礎となる保険料とは、保険料額が決定し納期が未到来の保険料額は含まないものとする。

(保険料の延滞金への充当)

第7条 保険料に過誤納金額が生じた場合において、未納保険料に充当してもなお残額がある場合は、未納の確定延滞金額に充当するものとする。

(延滞金減免の要件)

第8条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合に延滞金を減免することができる。

- (1) 国保条例第38条の規定による保険料の徴収猶予をした場合
- (2) 滞納処分の執行停止をした場合
- (3) 換価の猶予をした場合
- (4) 財産の差押え又は担保の提供を受けた場合
- (5) 交付要求による交付を受けた金銭をその交付要求に係る保険料の徴収に充てた場合
- (6) 川崎市国民健康保険料減免取扱要綱第2条の規定により、保険料の減免を受けた場合
- (7) 上記各号に類する事由等により納付義務者が延滞金を納めることが困難であり、区長が特に必要と認める場合

(延滞金減免の対象及び金額)

第9条 前条各号の規定により減免する場合、対象となる延滞金及び金額は次の各号に定めるものによる。

- (1) 前条第1号の規定による場合は、当該猶予をした期間に対応する延滞金の全額とする。ただし、国保条例第38条第1項第2号、第3号及び第4号の規定により徴収の猶予をした場合は、その期間に対応する延滞金割合を猶予特例基準割合（平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ）とする。
- (2) 前条第2号の規定による場合は、停止をした期間に対応する延滞金の全額とする。
- (3) 前条第3号及び第4号の規定による場合は、当該猶予、差押え又は担保の提供がなされている期間に対応する延滞金割合を猶予特例基準割合とする。
- (4) 前条第5号の規定による場合は、交付要求を受けた執行機関が、強制換価手続きにおいて金銭を受領した日の翌日からその充てた日までの期間に対応する延滞金の全額とする。
- (5) 前条第6号の規定による場合は、当該減免された保険料に対応する延滞金の全額とする。
- (6) 前条第7号の規定による場合は、納付することが困難であると認められる期間に対応する延滞金の全額とする。

(延滞金の減免申請)

第10条 第8条第7号の規定により延滞金の減免を受けようとする者は、国民健康保険料延滞金減免申請書（第1号様式）（以下「減免申請書」という。）の提出により申請するものとする。

2 減免申請書は、各区役所及び支所国民健康保険主管課長までの決裁に付するものとする。

3 前項の決裁により、延滞金の減免又は減免しないことを決定したときは、国民健康保険料延滞金減免承認（不承認）決定通知書（第2号様式）により、すみやかに納付義務者に通知するものとする。

(延滞金減免の適用除外)

第11条 延滞金減免の決定において、既に納付した延滞金についての減免は行わないものとする。

(延滞金の消滅時効)

第12条 延滞金を徴収する権利は、未納保険料が国保法第110条第1項の規定により時効となり消滅したときは、同時に消滅する。

2 保険料の徴収権の消滅時効が中断し又は保険料が納付されたときは、その中断又は納付された保険料にかかる延滞金の徴収権についても、その消滅時効が中断する。

3 延滞金の徴収権は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第236条第1項の規定により5年間その権利を行使しないときは時効により消滅する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 川崎市国民健康保険料に係る延滞金取扱要綱(平成17年8月1日施行)は廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この改正要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正要綱は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は令和3年1月1日以降に適用し、施行期日前の延滞金取扱いについては従前の例による。